

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

施策体系

第1節 / 人権・平和

- 1 人権尊重の総合的・計画的な推進
- 2 地域づくりの推進
- 3 教育関係機関等との連携
- 4 非核平和都市宣言の推進

第3節 / 市民協働

- 1 市民参画の推進
- 2 市民協働の推進
- 3 市民協働に向けた基盤の整備

第2節 / 地域コミュニティ

- 1 自治意識の醸成
- 2 コミュニティ活動の促進
- 3 コミュニティ施設の整備

第4節 / 男女共同参画

- 1 男女共同参画の推進
- 2 男女の社会参画の促進

第5節 / 国際理解

- 1 市民レベルでの国際交流の促進
- 2 国際理解の促進

成果指標

指標	現状値	目標値
自治組織への加入率	67.8%	80.0%
NPO法人数	12団体	設立に向けた積極的支援による増加を目標とする
審議会等委員の市民公募委員の比率	16.7%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委員への女性登用比率	32.5%	現状の登用比率を上昇させる目標値とする

第1節

人権・平和

じんけん・へいわ

重点取組

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を推進し、人権文化の確立をめざした取組を推進します。

平和意識の啓発

「非核平和都市宣言」の精神を踏まえた非核平和意識の啓発を充実し、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供に努めます。

現状と課題

現状

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものであり、人権尊重に関するさまざまな施策を推進してきました。同和問題においては、国・京都府・市の連携のもと、住環境の整備をはじめとする施策を進め、一定の成果を上げてきましたが、市民意識、教育、就労など問題を解決するうえでの課題が残っています。また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権問題など多くの課題があり、近年の高度情報化の進展等によってインターネット等が普及し、人権問題が複雑化したり、新たな人権侵害も生じるようになってきました。

このようななか、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を進めるため、教育機関をはじめとする関係機関と連携を図る取組を総合的に推進しています。

また、本市は京都府内の市町村ではじめて「非核平和都市宣言¹（1982（昭和57）年9月）」をした自治体として、平和の尊さの啓発など平和施策を推進しています。

取り組むべき課題

さまざまな人権問題が存在するなかで、全ての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、社会の仕組みや制度、慣習を人権尊重の視点から見直し、改善するとともに、社会の変化に即応した人権擁護に取り組むことが重要です。

人権教育・啓発は、あらゆる場や機会を通じて、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、他人事ではなく自らの課題として取組を進める必要があります。

平和施策は、関係団体とともに取組を進めていますが、さらなる平和学習、平和啓発を充実させることで、市民の平和意識の高揚を図る必要があります。

1 非核平和都市宣言：暮らしの原点である自治体が率先して、核兵器の廃絶と軍備の縮小を訴え、その輪を広く全国、ひいては全世界に広げていくために行った宣言。

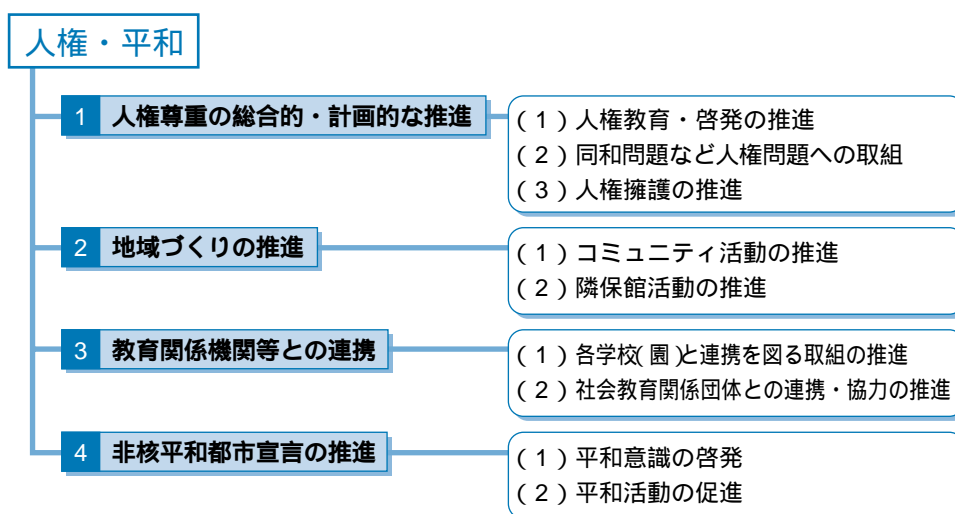
基本方向

人権の尊重と平和な世界の実現は、人類共通の願いです。このため一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、啓発活動を通じて人権意識の高揚を図るとともに、市民が人権に対する理解を深め、自ら行動することを促進していく必要があります。

このため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深める学習機会を拡充させるとともに、人権意識の高揚が図れるような取組を推進します。

また、恒久平和の理念に基づき、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供、市民との協働²による市民主体の平和活動を推進します。

施策体系



取組の内容

1. 人権尊重の総合的・計画的な推進

(1) 人権教育・啓発の推進 **重点取組**

同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関する人権教育・啓発の推進

人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化³の確立をめざした取組の推進

(2) 同和問題など人権問題への取組

基本的人権を尊重する意識の高揚を図るための活動の推進

関係機関等との連携

(3) 人権擁護の推進

人権擁護委員や関係機関との連携体制の強化

人権擁護委員等との連携による人権啓発の推進や人権擁護活動の促進

人権擁護機関との連携による人権相談の充実

2 協働：2ページ参照。

3 人権文化：人間が人間らしく生きるために本来持っている権利（人権）を尊重することが、日常生活のなかに自然に存在すること。

2. 地域づくりの推進

(1) コミュニティ活動の推進

地域住民の主体的な取組による多様なコミュニティ活動の推進

(2) 隣保館活動の推進

生活相談をはじめとした各種相談業務の充実

隣保館における福祉、文化・スポーツ活動の促進と地域交流の拡大

人権のまちづくりの拠点施設としての活動の推進

3. 教育関係機関等との連携

(1) 各学校（園）と連携を図る取組の推進

人権啓発ポスターコンクールなど身近なテーマによる学校ぐるみの取組の推進

(2) 社会教育関係団体との連携・協力の推進

社会教育関係団体と連携・協力した人権学習活動の推進

4. 非核平和都市宣言の推進

(1) 平和意識の啓発 **重点取組**

「非核平和都市宣言」の精神を踏まえた、非核平和意識啓発の充実

平和に関する学習機会の拡充

平和に関する情報の提供

(2) 平和活動の促進

市民が主体となる平和活動の促進

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	家庭における人権・平和意識の高揚
NPO	人権・平和に関する事業運営への参画
事業者	事業所における人権・平和意識の高揚



市民から寄せられた平和の折り鶴（市庁舎1階中央）

第2節

地域コミュニティ

ちいきこみゆにてい

重点取組

コミュニティ活動の促進

校区単位や自治会単位でのコミュニティ活動をはじめ、学区福祉委員会や自主防災組織の活動を促進するとともに、研修や交流機会の拡充を図り、コミュニティリーダーの養成をめざします。また、自治会や各種団体との連携による活動の活性化を促進し、地域の持続的な発展につながるコミュニティビジネスの研究を行います。

現状と課題

現状

快適で暮らしやすいまちづくり⁴を進めるうえで、また、地方分権を進めるうえで、地域コミュニティの果たす役割には非常に大きなものがあります。

本市には47の自治組織団体があり、これまでから自治会活動として、自主防災組織⁵・学区福祉委員会⁶の設立やごみ袋の透明化、交通マナーの啓発など自治会及び市民と市との共同の取組が行われてきました。さらに近年は、児童の登下校時の安全パトロール、年末の夜間警戒、夏・秋祭りなど、自治会が主体となったコミュニティ形成活動が活発に行われています。

取り組むべき課題

少子高齢化や核家族化⁷の進行等により、市民の地域意識には希薄化が見られ、地域社会の連帯感の欠如が切実な問題となっています。

自治会のさまざまな事業活動を促進することにより、コミュニティ形成の推進を図ることが重要です。また、自治組織未組織地区での組織化や、地域によっても異なりますが自治組織への加入を促進する必要があります。

さらに定年退職者等の自治会活動への参加も重要な課題となっています。

基本方向

地方分権の進展とともにコミュニティは市民自治の基礎となるもので、市民と行政が対等のパートナーとして協働により住みよいまちづくりを進めていくためには、活発なコミュニティ活動の展開が不可欠です。

このため、自治会単位の活動はもとより、地域の特性を活かした小学校区単位での、さらには中学校区単位でのコミュニティ活動を促進するとともに、地域住民の交流を図る事業を関係機関やボランティア、NPO⁸と連携しながら総合的に行います。さらには、

4 まちづくり：2ページ参照。

5 自主防災組織：災害に対して、地域ぐるみで防災への取組や日常的な訓練、緊急時の対応を図ろうとする市民組織。

6 学区福祉委員会：小学校区を単位として、要援護者の早期発見やニーズの把握、見守り・助け合い運動など地域福祉活動を主体的に進めるため設置された組織。

7 核家族（化）：16ページ参照。

8 NPO：2ページ参照。

地域のニーズ⁹や課題を事業課題として捉え、事業を通じて地域社会に貢献するコミュニティビジネス¹⁰を追求します。

施策体系



取組の内容

1. 自治意識の醸成

(1) 自治意識の醸成

地域づくりに関する情報提供等による自治意識の高揚の促進
自治組織未組織地区の組織化の促進
自治組織加入率向上の促進

2. コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ活動の促進 **重点取組**

地域特性を活かした校区単位や自治会単位でのコミュニティ活動の促進
研修や交流機会の拡充による活動促進
コミュニティリーダーの養成
学区福祉委員会の活動促進
自主防災組織の活動促進
自治会や各種団体との連携による活動の活性化の促進
地域のためになるコミュニティビジネスの研究

3. コミュニティ施設の整備

(1) コミュニティ施設の整備

コミュニティ施設の整備事業の推進
コミュニティ施設の自主的な管理運営の促進

9 ニーズ：8ページ参照。

10 コミュニティビジネス：38ページ参照。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	コミュニティ施設の運営管理 コミュニティ活動への積極的参加 自治組織の未組織地区の解消
NPO	コミュニティビジネスへの参画
事業者	地域活動への参加と協力 コミュニティ活動に対する施設の開放や人材の派遣

自治組織加入団体数の推移

(年度)	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
自治組織加入団体数	40	40	40	41	44	45	46	46	46	47

(注)平成18年度は12月31日現在。

(資料)市民自治・安全課



自治連合会10周年式典(八幡市文化センター)



安全・安心のまちづくりパレード(橋本地区)

第3節

市民協働

しみんきょうどう

重点取組

政策形成過程での市民参画の推進

審議会等委員の市民公募の拡充、審議会など政策形成過程の市民への公開、市民の意見を政策へ反映する方法の充実など、政策形成過程での市民参画を推進するとともに、自治基本条例等の検討を行います。

政策実行段階での市民協働の推進

市民、NPO等によるまちづくり・福祉活動を促進し、市民活動情報センターの設置を進めます。

市民協働に向けた人材・組織の育成

情報提供等による人材の育成支援や定年退職者等の経験や技能を活かしたまちづくりを推進し、その活動拠点となる市民パートナーシップステーションやNPOセンターの設立を進めます。

現状と課題

現状

市民がよりいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民、NPO、事業者、行政が対等の立場で、共通の目標に向かってそれぞれの力を発揮しながら協力・協調することが必要です。また、そのためには市の情報を積極的に市民に公開し共有することによって、お互いの信頼関係を築くことが求められています。

本市では、これまで審議会等委員の市民公募やその会議の公開、パブリックコメント¹¹の募集、市政への提案等を随時受け付ける「市民の声」、さらには市の事業・取組を直接市民に説明する「出前講座」等を実施してきました。

また、個人情報を適切に保護しながら、市政の現状や施策・事業内容など市が有する情報を広く市民に公開し、説明するため、情報公開制度の運用や広報広聴活動の充実を図っています。

取り組むべき課題

これまで以上に、市民、NPO、事業者との協働を進めるため、審議会等委員の市民公募等の取組を拡充していくとともに、「市民の声」や「出前講座」での市民の意見を市政に取り入れていく必要があります。市民参画や市民協働に関する基本理念を定める自治基本条例¹²等の検討も必要です。

11 パブリックコメント：行政が政策や計画等を立案するにあたり募集する住民意見。

12 自治基本条例：まちづくりに向けて、行政が市民参加システムを保障するため、主権が市民にあることや具体的な行政への参加の仕組みなど、市民と行政の関係を定める条例。

また、市民協働を実現するため、行政情報や市政の動き、市の話題等を提供するとともに、市政への理解と関心を深めてもらえる広報広聴活動の取組が重要です。

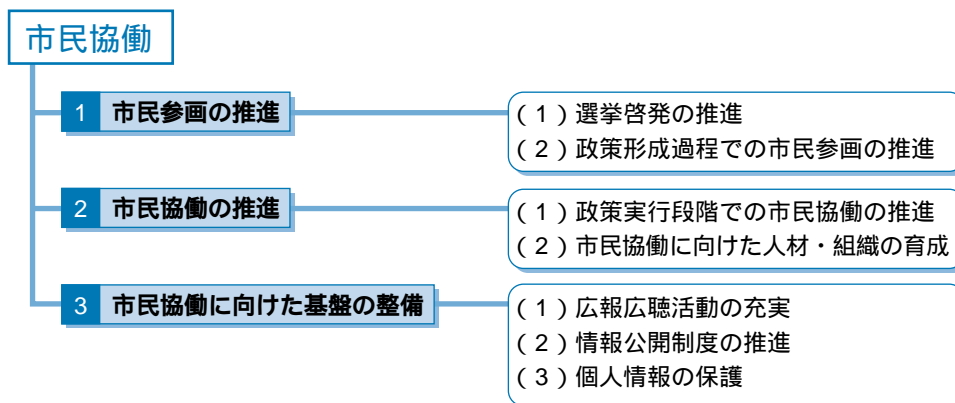
さらに、個人情報保護に留意し、行政情報の保管・保存システムの的確な運用を行い、情報公開制度を推進する必要があります。

基本方向

市民、NPO、事業者、行政が対等の立場で協働してまちづくりを進めるため、政策の実行段階はもとより、政策の形成過程においても市民参画を推進します。そのため、市民協働の核となる施設の整備を進めるとともに、市民の声を聞きながら自治基本条例等の制定に向けた研究・検討を行います。

また、市民協働を実現するためには、開かれた市政を進めることが必要です。このため、市政の現状や課題、めざす方向等について市民に理解と認識を深めてもらえるよう、広報広聴活動や出前講座等の充実を図ります。また、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報提供や情報公開制度の推進をめざします。

施策体系



取組の内容

1. 市民参画の推進

(1) 選挙啓発の推進

市民参画の基礎となる選挙への参加の促進

(2) 政策形成過程での市民参画の推進 **重点取組**

審議会等委員の市民公募の拡充

審議会など政策形成過程の市民への公開

パブリックコメントの募集や懇談会の開催など、市民の意見を政策へ反映する方法の充実

まちづくり委員会等の設置による自治基本条例等の検討

2. 市民協働の推進

(1) 政策実行段階での市民協働の推進 **重点取組**

市民、NPO等によるまちづくり・福祉活動の促進
市民活動情報センターの設置

(2) 市民協働に向けた人材・組織の育成 **重点取組**

情報提供等による人材の育成支援
市民パートナーシップステーションの設立
NPO活動の核となるセンターの設立
定年退職者等の経験や技能を活かしたまちづくりの推進

3. 市民協働に向けた基盤の整備

(1) 広報広聴活動の充実

広報紙やホームページによる行政情報の的確な提供
だれも見やすく利用しやすいホームページの検討
いつでもだれでも政策提案できる制度の充実

(2) 情報公開制度の推進

知る権利の保障による透明性が高く積極的な市民参画の実現
説明責任を果たす公平公正な市政の推進

(3) 個人情報の保護

自己の情報コントロール権の保障や個人情報の適正な取扱いによる、
個人の権利・利益保護、基本的人権の擁護と公平公正な市政の推進

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	審議会等委員への参画 積極的な市民参画、協働 市民参画の基礎となる選挙への理解と参加 市政に対する提案
NPO	行政と対等な立場での協働 NPOセンター等の自主運営
事業者	審議会等委員への参画 個人情報保護法の的確な運用 協働によるまちづくりへの参画



第4次八幡市総合計画市民懇談会(橋本公民館)

第4節

男女共同参画

だんじょきょうどうさんかく

重点取組

総合的な施策の推進

八幡市男女共同参画条例を制定するとともに、「八幡市男女共同参画プラン」に基づく総合的・計画的な施策を推進します。

現状と課題

現状

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野にともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女共同参画社会¹³のあり方を示す「男女共同参画社会基本法¹⁴」が1999（平成11）年に施行されました。これを受けて、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」、2005（平成17）年に「第二次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、21世紀の男女共同参画社会の実現に向けての取組が進められています。

本市では、2001（平成13）年に「八幡市男女共同参画プラン¹⁵」を策定、2006（平成18）年に同プランの中間見直しを行い、男女共同参画啓発事業に取り組んでいます。また、女性相談員による相談事業を実施するとともに、ドメスティック・バイオレンス¹⁶等の相談については、近隣市町と連携して相互相談体制を構築しています。さらに、市の管理職や審議会等委員への女性登用を積極的に推進しています。

取り組むべき課題

これまでの間、男女共同参画社会の実現をめざし、啓発などさまざまな取組を実施してきましたが、依然として社会のなかには性別による役割分担意識や慣習が残っています。

市民の理解・協力・参加を得ながら、男女がともに輝く社会をめざす取組を推進する必要があります。相談体制の充実を図るとともに、男女共同参画の活動拠点となる男女共同参画ルームの設置が求められています。

基本方向

男性も女性も、お互いに人権を尊重し、また、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。このため、男女の自立や意識の高揚を図るとともに、八幡市男女共同参画条例の制定や男女共同参画ルームの設置など女性の積極的な社会参画を促進する環境づくりを推進します。

13 男女共同参画（社会）：34ページ参照。

14 男女共同参画社会基本法：男女平等を推進し、「男女共同参画社会」を形成するための基本方針や理念を示した法律。

15 八幡市男女共同参画プラン：男女共同参画社会の実現をめざして、基本方針や施策の方向を明らかにし、女性関連施策を総合的かつ効果的に推進するための計画。

16 ドメスティック・バイオレンス：夫（妻）やパートナーが、妻（夫）や恋人に対し、暴力（身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的等のさまざまな暴力）で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動。

施策体系

男女共同参画

1 男女共同参画の推進

- (1) 総合的な施策の推進
- (2) 男女共同参画の意識高揚
- (3) 男女の人権の尊重

2 男女の社会参画の促進

- (1) 女性登用の推進
- (2) 自主的活動の促進
- (3) 雇用機会均等の促進
- (4) 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

取組の内容

1. 男女共同参画の推進

(1) 総合的な施策の推進 **重点取組**

八幡市男女共同参画条例の制定

「八幡市男女共同参画プラン」に基づく総合的・計画的な施策の推進

(2) 男女共同参画の意識高揚

男女共同参画の視点に立った生涯にわたる学習機会の充実

性別による役割分担意識の解消

男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

(3) 男女の人権の尊重

関係機関との連携を密にした相談体制の充実

女性に対するあらゆる暴力をゆるさない環境づくりを進めるため、女性の人権尊重の意識づくりの推進

女性への暴力に対する意識啓発の強化

2. 男女の社会参画の促進

(1) 女性登用の推進

各種審議会等委員への女性登用の推進

(2) 自主的活動の促進

女性の起業支援策の充実

NPO活動への環境整備

男女共同参画ルームの設置

(3) 雇用機会均等の促進

企業への啓発による雇用等の分野における男女の機会均等の促進

(4) 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

母性保護と母子保健サービスの充実

男女別診療をはじめ性差を考慮した性差医療の促進

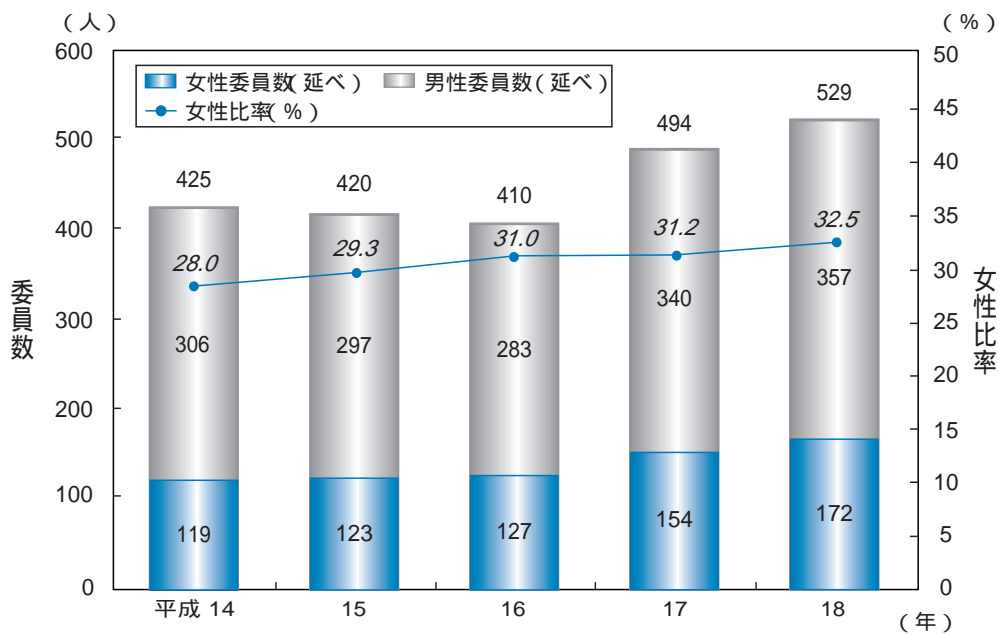
介護・看護環境の整備

子育て支援の充実

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	女性の社会参加・参画
NPO	男女共同参画意識の高揚
事業者	雇用機会均等の確保 女性が働きやすい職場環境や制度の充実

審議会等への女性の登用状況



(注1)平成14年・15年は3月31日現在。平成16年～18年は4月1日現在。
 (注2)審議会等とは設置要綱に基づく審議会及び委員会。
 (資料)人権同和啓発課



男女がともに輝く社会づくりのための男女共同参画講座



女性問題アドバイザーによる「改正DV防止法学習会」

第5節

国際理解

こくさいりかい

重点取組

多文化理解の促進

学校教育における外国人教員の登用や国際理解教育の推進を図ります。また、市内在住の外国人との相互理解の促進や生涯学習等の取組、情報提供等を通じて多文化理解を促進します。

現状と課題

現状

地域レベルでの国際交流や相互理解を推進するため、アメリカのマイラン村と中国の宝鶏市と友好都市協定を結び、行政を中心とした相互訪問交流をこれまで推進してきましたが、スポーツや文化など市民レベルでの国際交流の促進へと政策の転換を図っています。

また近年、市内在住の外国人が増加しています。生涯学習活動や交流会等を通じて、市内在住外国人との相互理解を深めるための取組を行っています。

取り組むべき課題

地域レベルでの国際交流や相互理解を進めるためには、市民レベルでの交流を促進することが重要です。

また、国際感覚や国際的視野をもった児童生徒を育成するとともに、市内在住の外国人とのさらなる交流を通じて相互理解を深めることが必要です。

基本方向

あらゆる分野での世界的な交流が増大するなか、外国との相互理解を深めていくためには、市民主体による地域レベルでの交流の活発化が求められています。このため、市民レベルでの国際交流機会の促進を図り、市民の国際感覚や国際的視野の高揚に努めます。

また、学校教育において国際理解教育を進めるとともに、市内在住の外国人との交流や相互理解に努めます。

施策体系

国際理解

1 市民レベルでの国際交流の促進

(1) 友好都市等との交流の促進

2 国際理解の促進

(1) 多文化理解の促進

(2) 受け入れ体制の充実

取組の内容

1. 市民レベルでの国際交流の促進

(1) 友好都市等との交流の促進

スポーツ・文化活動など市民主体の国際交流の促進
国際交流体験の支援

2. 国際理解の促進

(1) 多文化理解の促進 **重点取組**

学校教育における外国人教員の登用や国際理解教育の推進
市内在住の外国人との相互理解の促進
生涯学習などさまざまな取組を通じての多文化理解の促進
多文化交流の機会づくりのための情報提供

(2) 受け入れ体制の充実

ホームステイ受け入れ先の確保
教育、相談体制など帰国子女への対応の充実

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	市民主体による友好都市交流 ホームステイ受け入れへの協力
NPO	多文化交流を促進する取組の実施
事業者	外国人労働者の環境整備 外国人労働者の適正雇用

友好都市の概要

友好都市名	友好都市の概要
アメリカ合衆国 マイラン村	オハイオ州にあり、1986（昭和61）年8月12日に友好都市協定を結びました。
中華人民共和国 宝鶏市	陝西省にあり、1992（平成4）年11月2日に友好都市協定を結びました。

（資料）市民自治・安全課



韓国・固城（コソン）高校生徒による「仮面劇」
（全国高等学校総合文化祭での交流事業）



八幡市スポーツ少年団とドイツスポーツユースとの交流（馬場市民公園）